



平成24年3月30日

各 位

会 社 名 株式会社リンコーコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 坪 井 鈴 児
(コード番号 9355 東証第二部)
お問合せ先 取 締 役 吉 川 英 夫
(TEL. 025 - 245 - 4113)

当社子会社における「役員等責任査定決定」の申立結果について

当社の連結子会社である臨港商事株式会社は、平成23年6月17日付「当社子会社における「役員等責任査定決定」の申立てについて」においてお知らせいたしましたように、会社法に基づく特別清算の手續のなかで、同社の元役員らに対する損害賠償責任の追及のため、平成23年6月14日付で新潟地方裁判所に「役員等責任査定決定」（会社法第545条第1項）の申立を行っておりましたが、この度、同申立について裁判所から決定がなされ、当社子会社の申立内容がほぼ全面的に認容されましたのでお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び同年月日

新潟地方裁判所 平成24年3月28日

2. 決定の要旨

被申立人である臨港商事株式会社の元役員らが連帯して負担する損害賠償の額を、申立人である臨港商事株式会社の請求の額及びこれに対する同申立の送達日から支払済みまで年5分の割合による金員と査定する。

3. 申立ての経緯等

当社の連結子会社である臨港商事株式会社は、現在、会社法に基づく特別清算の手續に入っておりますが、同社の元役員らの善管注意義務及び忠実義務違反の行為（在任中、不適切な経理処理及び資金流出を行った結果、同社に多大な損害を与えた行為）が明らかとなったことから、これらの行為について同元役員らの損害賠償責任を実効的かつ迅速に追及するため、役員等責任査定決定（会社法第545条第1項）の申立を新潟地方裁判所に対して行っておりました。

4. 今後の見通し

現時点では、今後の経過及び当該決定が当社の業績に与える影響は不明です。また、臨港商事株式会社の清算の結了時期についても未定です。今後の経過あるいは結果により、開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上